

て、中身のしっかりしたものにしてほしいんですけども、白鷹町では、このゼロ宣言をした後に、子供たちにもそのゼロ宣言の重要性とか、地球の気候とかカーボンゼロということをつかってもらうために、図書館の一角に、本とかグッズみたいなのを置いて小さなコーナーをつくったらしいです。そしたら、非常に人気があって、そこの中の本を読んだら、子供さん対象ですけども、貯金箱を頂けると。多分白鷹町の本で作った貯金箱だと思いますけども、非常に子供たちも楽しく興味を持ってそういうものを学習していくと。やはり子供たち、若い人からこれからの地球温暖化、ゼロカーボン、そういうものを進めていくにはそういうような取組も大事かなと。図書館もこれからですので、様々な案が出てくるかと思っておりますので、その点よろしくお願ひいたしたいと思ひます。

まず、灯油は、引き続き価格などを注視して進めていくとおっしゃってますので、米価のほうも市長から答弁いただきました。生活保護の方の冬季加算もいろいろ事情によって受けれる方もいらっしゃるんですけども、やはり県とか国にも、ぜひ市長会などでも要望していただければと思ひます。本当に今年大変ですので、よろしくお願ひいたします。

終わります。

○浅野敏明議長 ここで暫時休憩いたします。再開は午後3時20分といたします。

午後 3時01分 休憩

午後 3時20分 再開

○浅野敏明議長 休憩前に復し、会議を再開いたします。

市政一般に関する質問を続行いたします。

なお、鈴木 裕議員から資料の配付について

申出があり、会議規則第150条の規定により許可いたしましたので、ご報告いたします。

## 鈴木 裕議員の質問

○浅野敏明議長 順位10番、議席番号4番、鈴木 裕議員。

(4番鈴木 裕議員登壇)

○4番 鈴木 裕議員 お疲れさまです。一般質問2日目、5番目の清和長井の鈴木 裕です。一括質問、一括答弁方式で質問させていただきますので、よろしくお願ひいたします。

衆議院議員総選挙が終わり、新首相、新内閣も決まり、各政党やその中の派閥やグループが活発に動き出していますが、そうしたニュースや報道の中で、私どもの会派清和長井の清和と同じ文字を用いた通称、清和会という派閥があることを恥ずかしながら初めて知りました。昭和54年に立ち上げたということで、もちろん私たちの会派より先に清和を名乗っていたわけです。この清和の由来は、中国の歴史書にある政清人和を元にしており、清廉な政治は人の心を穏やかにするという意味が込められているということです。私たちは、その名を借りたわけでもなく、まねたわけでもなく、3人で話し合い、清いという文字がいいね、和という字が欲しいねとかいって名称を清和長井に決めたのであって、その清和の文字の意味のなすところを全く知らずに用いたのであります。識見が足りなかったわけですが、改めて、政清人和、そのような政治姿勢で市政に携わってまいりたいと思ったところです。

さて、今回の質問は大きく2つです。1つ目は、選挙当日の投票締切り時刻について、2つ目は、本市特定不妊治療費助成事業の現況と次年度以降の対応についてでありますので、簡潔

明瞭にご答弁いただきますようお願いいたします。

まず、1つ目の選挙当日の投票締切り時刻について質問いたします。

このたびの衆議院選挙は、10月19日に公示、選挙期日は10月31日で、選挙期間は12日間でした。期日前投票は公示日の翌日からとされ、10月20日から10月30日まで行われ、投票場所については従来と同じく2か所でした。必ず設置しなければならない1か所は市役所で、期日前投票は10月20日から10月30日までの11日間、投票時間は午前8時30分から午後8時まで、もう1か所は市民文化会館で10月26日から10月30日までの5日間、投票時間は午前10時から午後7時まで実施され、2か所目の期日前投票は前回より2日間長く、締切り時刻も4時間遅くなっており、期日前投票の体制を手厚くされた様子が見えられます。

一方で、選挙当日の投票会場は19か所で、投票時間は午前7時から午後8時までの13時間と長時間で、投票所数と投票時間は本市の以前からの方法と同じでありました。

今回の衆議院選挙の本市有権者数は2万2,044人、投票者数1万4,765人、投票率は66.98%で、前回は0.30ポイント上回っております。当日投票者数は9,212人、期日前投票者数は5,553人で、有権者の37.7%が期日前投票を行っています。公職選挙法は、投票時間を午前7時から午後8時までと定めた上で、投票に支障を来さない認められる特別の事情のある場合に限り、4時間以内の範囲において繰り上げることができることとされています。つまり投票締切り時刻を繰り上げるとかは、各市町村の選挙管理委員会の判断に委ねられていることとなります。

配付資料をご覧ください。Aのほうをまずご覧ください。総務省によりますと、投票の締切り時刻を午後8時以前に繰り上げた投票所が全

国の37%に上り、茨城県では水戸市全域を含め95%の投票所が繰り上げていたとのこと。全国4万6,466か所の投票所のうち、千葉、神奈川、大阪を除く44都道府県の1万6,967か所で投票締切り時刻が繰り上げられました。2017年の前回衆議院選挙に比べ投票所の数は1,275か所減っていますが、繰り上げは220か所増えたとのこと。

Bをご覧ください。また、山形県内の35市町村のうち、27市町村は締切り時刻繰り上げを実施しており、県内786か所ある投票所のうち280か所、全投票所の35.6%に当たります。繰り上げ投票をしていないのは長井市を含め8市町であります。そもそもかつては投票時刻は午後6時までであったものが、有権者が投票に行きやすいように、1998年から延長されたものであります。しかし、その後、期日前投票が始まり、今となっては定着し、投票者数が伸びてきており、選挙当日の関係者の長時間労働、それに係る経費の負担からして、果たして従来のまま午後8時まで厳守しなければならないのかという市民の声が多数聞こえてきます。端的に言えば、税金の無駄遣いという声です。投票時刻の繰り上げについては、もうこれだけの自治体を実施しているのに、なぜ本市は今まで実施してこなかったのでしょうか。検討してきたが、実施できない理由があったのでしょうか。それとも検討もされなかったのでしょうか。これらを踏まえ、質問の本筋に入ります。

本市の選挙当日の投票締切り時刻は8時までとされており、この時刻は、公職選挙法に規定されているとおり実施されたわけですが、期日前投票が定着してきており、しかも選挙実施ごとにその数は増えている今般、選挙に関わる関係者の労力や経費を削減する上で、投票日の締切り時刻を繰り上げて実施することの検討を提言いたしたく、次に4つの質問をさせていただきます。

このたびの衆議院選挙での投票日の投票時間は、午前7時から午後8時までの13時間でありました。午後6時から午後7時まで、午後7時から午後8時までの全体の投票数と投票率はどのようになっているのでしょうか。また、19の投票所のうち、投票数の少ないところから5か所を選挙管理委員会事務局長にお尋ねいたします。

次の質問です。選挙投票日は、朝早くから夜遅くまで投票所には立会人及び職員など多くの関係者が休む暇もなく働いています。投票所には2人以上の立会人を置かねばならないことになっており、今回は衆議院選挙の小選挙区、比例区、最高裁判所裁判員の国民審査と投票の種類も多く、それなりにスタッフ数も多く必要であったものと推察します。本市の本年度の衆議院選挙費には1,700万円が計上され、うち投票管理者等の報酬が330万円、職員の時間外手当805万円が予算化されています。仮に投票時刻を2時間繰り上げた場合、投票所の関係者の総労働時間と人件費は概算で幾ら削減できるものか、選挙管理委員会事務局長にお尋ねいたします。

続いての質問です。自治体が投票締切り時刻を午後8時から午後6時に繰り上げれば、国政選挙の開票時刻を午後9時から午後8時に繰り上げることができると聞きます。そうであれば、開票作業開始が早まることにより開票作業のための拘束時間や深夜手当の削減になり、さらなる経費を軽減できるメリットがあると思います。選挙管理委員長のご見解をお伺いいたします。

最後の質問です。選挙期間の長い国政選挙や県知事あるいは県議会議員選挙では、十分な期日前投票の日数があります。その間には土曜、日曜もあり、選挙当日投票できない有権者に対してもほとんどカバーできるのでないかと思えます。ただ、投票日の締切り時刻繰上げに対しては、有権者の投票機会を失うとの懸念の声がある

のも確かだと思います。しかし、1票を投じたいた有権者であれば、締切り時刻が繰り上がり、選挙日当日投票できないのであれば、期日前投票をすることは十分可能なのではないのでしょうか。

そして投票締切り時刻を前もってしっかりと周知する対応を取れば、さきの懸念は大方解消できると思うのですが、いかがお考えになりますか。最初から2時間繰上げを全投票所ではいかないと思いますが、午後6時以降、投票率の少ない投票所から始め、時間も1時間の繰上げからスタートすることは十分可能でないかと思えます。ぜひ前向きに締切り時刻の繰上げをご検討いただくよう提言しますが、選挙管理委員長のご見解を伺います。

続いて、大きな2項目めです。本市特定不妊治療費助成事業の現況と次年度以降の対応についてと題しての質問に移らせていただきます。

日本で何らかの不妊治療、検査を受けたカップルは5.5組に1組と言われ、不妊に悩んだことのあるカップルは3組に1組と言われています。そして近年不妊に悩む人は、減少するどころか、増えているとさえ言われています。また、不妊というと女性だけの問題と思われがちですが、WHOによると、不妊の原因が女性のみの場合が41%、男性のみにある場合が24%、男女ともにある場合が24%となっています。

不妊治療に関しては、これまでも原因となる疾病が明確なものに対しての治療に関しては保険が適用されてきましたが、カップルのどちらか、あるいは両方に原因があり、その原因に対して行う治療に関しては、元から健康保険の対象外であります。この対象外の治療とは、体外受精や顕微授精（体外受精のうち注射針等で精子を注入するなどの人工的に受精するもの）や、男性に必要な治療のことで特定不妊治療と称していますが、医療費が50万円とか80万円とか高額のため、国と県では、かかった治療費のうち

1回30万円を限度に助成する特定不妊治療費助成制度を設け、不妊に悩む、あるいは治療にちゅうちょするカップルを経済的に支援しています。

さらに、本市では、カップル等が支払った特定不妊治療費のうち、県制度で助成を受けた分の差額30万円を限度に助成する特定不妊治療費助成事業を独自に実施しているではありませんか。令和2年度で延べ13件、257万4,000円の助成がなされており、間違いなく子供を望むカップルの経済的負担の軽減を図っていることでしょう。この支援で子供が生まれたなら、カップルも本市にとっても大変喜ばしいことであり、もっと本市独自の少子化対策として大いにPRしていくべきではないかと強く思います。

日本では、体外受精や顕微授精などの生殖補助医療で生まれた子供は、2019年度は年間6万598人を数え、その年の出生児全体の14.4人に1人が高度不妊治療により誕生したとのことです。逆に言えば、生殖補助医療で産んだカップルが特定不妊治療をしていなければ、日本で生まれた子供は6万人少なかったこととなります。少子化対策として特定不妊治療の経済的助成は非常に大切で、強化していくべき事業でないかと思っております。

昨年9月、菅内閣が発足した折、少子化対策として不妊治療の保険適用を表明し、2022年度から保険適用で特定不妊治療ができる見通しとなっています。特定不妊治療の保険適用により高額な特定不妊治療費の負担が少なくなるのであれば、不妊治療が必要なカップルにはかなりの朗報であると思われまます。しかし、通常、医療費は保険適用で3割の自己負担をする必要があります、制度設計が明らかにされていない現状では、現在の県の特定不妊治療費助成制度や本市の特定不妊治療費助成事業の支援を受けた場合と比べ、本当に費用負担が軽減されるのか、懸念されます。

そこで、こうした不妊治療の現状や不妊治療の助成制度などを踏まえ、次の質問をさせていただきます。

1つ目です。県の特定不妊治療費助成金制度を活用された本市のカップルの数の推移はどのようなになっているかを、過去5年くらいお教え願いたいと思います。また、生殖補助治療により生まれた子供の数を掌握していれば、過去5年間の推移をお示し願いたいと思います。ご答弁は健康スポーツ課長にお願いいたします。

次の質問です。本市では、県の特定不妊治療費助成制度に加え、実際かかった医療費と県からの助成との差額を助成する特定不妊治療費助成事業を独自に実施していますが、何年度から始めたのか、その財源は何なのかをお尋ねします。また、県内市町村で同様の支援事業を行っているところがあるのかをお伺いします。ご答弁は健康スポーツ課長にお願いいたします。

次の質問です。配付資料をご覧ください。不妊治療への支援拡充という資料であります。保険適用が始まる2022年度までの期間、つまり2021年1月から2022年3月まで、従来の特定不妊治療費助成金制度の制度内容が拡充されております。具体的には、対象者については世帯所得730万円未満の所得制限は撤廃となり、1回当たりの助成額は15万円が30万円に、助成回数は生涯6回までが1子につき6回まで引き上げられました。それを受け、本市の令和3年度予算では、特定不妊治療費助成事業を前年度より増額し、特定不妊治療費助成金340万円が計上されています。この制度拡充により、不妊治療に取り組むカップルは増加している傾向にあるのかを伺いたいと思います。ご答弁は健康スポーツ課長にお願いいたします。

最後の質問に移ります。市長にご答弁をお願いいたします。

少子化対策のため、2022年度から特定不妊治療も保険適用とするのは、不妊者の治療費の経

済的負担の軽減にあります。もう一つ大きな変化に、不妊治療が標準化されることがあると言われております。公的健康保険から不妊治療に支出するということは、その治療方法が有効だと公的に認められたことになり、その治療方法は、それを適用する範囲や適用の順位、さらには対価、つまり保険点数を含めて標準的なものになるということです。

そこで、1つの疑問なのですが、通常、医療費は保険適用であれば個人が3割負担となっており、その標準的な不妊治療の場合、従来は助成してもらっていたものがなくなり、医療費の3割負担が生じることになり、現状より逆に負担が大きくなる気がします。そこで、実際の運用では負担が軽減される仕組みなのかどうかをお尋ねします。

また、特定不妊治療が保険適用となるといっても、先ほど申し上げたように、治療が標準化され、認められたものだけが健康保険適用になると思われ。そうしますと、保険適用にならない高度な自由診療を受けなければならないカップルもあるわけで、このような治療を求め、不妊治療に必要なカップルに対してどのような支援がされるのか懸念されます。つまり自由診療による不妊治療が必要なカップルに対し、支援措置がなければ全額個人負担ということになってしまいます。そこで、現在の特定不妊治療費助成制度はなくなるのか、あるいは形を変えて残るのか、その辺について伺います。同時に、本市独自の特定不妊治療費助成金制度も県制度同様に扱うのかもお尋ねしたいと思います。

以上で壇上からの質問は終わります。ご清聴ありがとうございました。

○浅野敏明議長 内谷重治市長。

○内谷重治市長 鈴木 裕議員から大きく2点ご提言をいただきましたが、私へは、2点目の本市の特定不妊治療費助成事業の現況と次年度以

降の対応についてということで1点ご質問いただきましたので、お答え申し上げます。

私のほうからは、2の(4)2022年度、来年度から特定不妊治療は保険適用となり、不妊者の治療費の経済的負担がかなり軽減されるようだが、実際はどうか、また、現状の特定不妊治療費助成制度はどのようになるのかというお尋ねでございます。

これは、鈴木 裕議員からきめ細かくご説明いただきましたように、不妊治療については、2020年12月に閣議決定された全世代型社会保障改革の方針の下、保険適用に向けて準備が進められているところですが、不妊治療の流れとしては、基本的な不妊検査から始まり、一般不妊治療、特定不妊治療である体外受精、顕微授精へと不妊の原因等によって治療内容は変わってきます。不妊検査や一般不妊治療の多くは保険適用されておりますが、特定不妊治療は自由診療のため保険適用外となりますので、治療費用が高額となり、体外受精は1回につき30万円から50万円、顕微授精は30万円から60万円以上と言われております。

長井市においても、令和元年度から令和3年11月末までに特定不妊治療費助成制度を利用した方の治療費平均額は約42万円となっております。特定不妊治療が保険適用とされた場合、メリットとして、治療内容が標準化され、どの医療機関でも同様の治療が受けられることがあります。これは、鈴木 裕議員からもありましたように、公的に認められた治療を希望する全ての方が受けられるということになります。市の現行の制度では、治療費が60万円以下の方は実質的に自己負担額が無料となっておりますが、保険適用となれば、例えば保険治療費60万円の場合、18万円の自己負担金が発生することとなります。

制度の経過措置として、令和3年度中に申請した方には、国、県で30万円の助成を1回行うという予定ですが、それでも現行の制度と比べ

て自己負担額が増える場合も考えられます。現在のところ、保険適用は正式に通知されておりませんので、国の制度設計の詳細が不明であるため、今後、国、県の動向を注視しながら、保険適用の内容や高額治療費制度の活用などを含め、例えば自己負担額の何割かを助成する、あるいは保険適用外の治療に対して引き続き助成を行うなど、本市の制度設計を柔軟に見直していきたいと存じます。したがって、情報収集等々に努めてまいりたいと思いますので、ご理解賜りたいと思います。

○浅野敏明議長 牛澤敏宏選挙管理委員会委員長。

○牛澤敏宏選挙管理委員会委員長 鈴木 裕議員のご質問にお答えします。

私からは、選挙管理委員会にご質問のあった4つのうち、3点目と4点目について答弁いたします。

第3点目、投票終了時刻の繰上げに伴う開票時刻繰上げによるメリットについてということでした。

投票終了時刻を繰り上げることに伴う開票時刻の繰上げそのものについては、市内投票所全ての投票箱の送致が完了し、投票結果を確認した後、開票立会人の投票箱確認を経て開票作業となりますので、議員ご指摘の国政選挙だけにはかかわらず、選挙長並びに開票管理者となる長井市選挙管理委員会委員長の判断により、午後8時以降開票作業を開始できると認識しております。

開票開始時刻が早まるメリットでございます。第1に、確定時刻が早くなりますので、市民の方へ選挙結果をいち早くお伝えすることができるといことがあります。

第2に、投票、開票事務に従事する職員についてです。開票事務に従事してもらう職員は、ほぼ全ての職員が投票事務から継続してもらっており、早朝から深夜まで従事はかなり長時間に及びます。投票終了時刻の繰上げは、鈴木議

員ご指摘のとおり、投票、開票に従事する職員の負担軽減につながると考えております。また、これもご指摘がありましたけれども、このたびの衆議院選挙では、従事者1人当たり一律1万2,000円の開票事務従事者手当を支給させていただきましたが、深夜勤務手当軽減に配慮した職員人件費の軽減にもつながるのではないかと考えているところです。

次に、第4点目、選挙期間の長い国政選挙や県知事選挙、県議会議員選挙では、投票終了時刻の繰上げを検討すべきではないかということについてでございます。最初、法令上の規定と本市の投票状況を少し述べさせていただいて、最後に、選挙管理委員会としての考えを述べさせていただきます。

投票時間については、議員ご指摘のとおり、公職選挙法第40条第1項に規定されております。また、投票終了時刻の繰上げについては、同項のただし書によって、「選挙人の投票の便宜のため必要があると認められる特別の事情のある場合又は選挙人の投票に支障を来さないと認められる特別の事情のある場合に限る」とされており、以前は、投票箱を開票所に送致するのに時間を要するなどの場合、その事由が通例であったと考えております。

続いて、期日前投票と投票日終了間際の投票率について、本市の状況を少しお話しさせていただきます。

期日前投票は、ご指摘があったとおり、平成15年12月1日より施行されました。制度の利用者の割合については、制度開始直後では本市でも1割程度でしたが、令和元年度の参議院選挙では投票者総数の28%、本年1月の県知事選挙では34%、このたびの衆議院議員選挙では36%と選挙を経るたびに投票率が伸びてきておりまして、鈴木 裕議員ご指摘のとおり、確実に定着しているということが数値からもうかがえます。

また、午後7時以降の投票率を見てください。令和元年の参議院選挙での投票率、午後7時以降で1.7%でありましたが、令和3年度県知事選挙での投票は0.76%、さきの衆議院選挙での投票率は1.03%と、午後7時以降の投票率は低いという状況です。これと比べて午後6時から午後7時までの投票率は、どの選挙でも今述べた午後7時以降の投票率の2倍前後ぐらい高くなっているという状況です。このような状況ですが、選挙管理委員会といたしましては、これまでも投票終了時刻の繰上げを視野に入れて分析をまいりましたが、実施までの具体的な方策までには至っておりませんでした。

これらを踏まえて選挙管理委員会の考えを申し上げます。選挙は、民主主義の根幹をなすものでありますので、公明かつ適正に行われることを確保し、投票人の投票に支障を来さないようにしなければならないということが基本認識であります。その上で、期日前投票が定着してきている状況、近年の選挙における投票終了間際の投票状況、選挙事務従事者の負担や経費、他自治体の状況等を総合的に考えると、議員ご指摘のように、投票終了時刻の繰上げを検討する時期に来ているのではないかと考えております。市民の代表である議員の皆様のお考えや、地区長会などを通じた意見収集など、市民の皆様の意向を酌む方策を講じて、選挙人の投票に支障を来さないかを十分に考慮いたしまして、今後、選挙期間の長短にかかわらずに、投票終了時刻の繰上げについて選挙管理委員会として検討してまいりたいと考えております。

○浅野敏明議長 小林克人選挙管理委員会事務局長。

○小林克人選挙管理委員会事務局長 私の方には、質問事項1、選挙日の投票締切り時刻についてということで鈴木議員からご提言いただいていることにつきまして、2つ質問をいただいておりますので、お答えを申し上げます。

初めに、このたびの衆議院選挙におけます投票日の午後6時から午後8時までの全体の投票数と投票率ということでございますが、衆議院小選挙区選出議員選挙の数字でお示しさせていただきます。投票日当日の当日有権者数でございますが、2万2,044人、投票者数総数は1万4,765人、投票率は66.98%となっております。うち午後6時から午後7時までの投票数でございますが、389人、投票率は1.76%となっております。また、午後7時から午後8時までの投票数は226人、投票率は1.03%となっております。

なお、当日投票所での投票総数でございますが、9,212人でございますので、当日投票者数で見た場合は午後6時から午後7時までの割合は4.22%、午後7時から午後8時までの割合は2.45%でございます。

また、投票数の少ない5か所につきまして、午後6時から午後8時までの合計で少ないほうから申し上げます。第9投票所、白兔集会センターと第13投票所の勸進代転作営農研修施設が6人、第10投票所の東五十川公民館が9人、第8投票所の致芳コミュニティセンターが11人、第18投票所、豊田児童センターが13人となっている状況でございます。

続きまして、(2)投票締切り時刻を2時間繰り上げた場合の削減額でございますが、このたびの衆議院議員総選挙におきまして、投票所設営を含め15時間の従事といたしまして、150名に手当を支給してございます。投票時刻を仮に2時間繰り上げた場合は、総労働時間で300時間、投票に係る経費といたしまして職員人件費で60万円ほど、各投票所の投票管理者、投票立会人報酬の見直しによりまして12万円ほどの削減が見込まれるものと考えてございます。

○浅野敏明議長 菅 秀一健康スポーツ課長。

○菅 秀一健康スポーツ課長 私からは、鈴木裕議員からご質問のあったことについて順次お

答えさせていただきたいと思います。

初めに、県の特定不妊治療費制度を活用された方の推移についてですが、1人の方が同年度に複数回活用される場合もございますので、延べ人数で申し上げたいと思います。平成28年度で16人、平成29年度で11人、平成30年度で10人、令和元年度で21人、令和2年度で13人でございます。ちなみに、令和3年度は11月末で9人でございます。また、生殖補助医療による妊娠件数についてですが、令和3年1月から国の制度拡充に伴いまして、申請書様式に妊娠の有無を記入する箇所が増設されたため、令和2年度から正確な件数を把握できるようになりました。令和2年度は5件、令和3年度は11月末現在で5件、延べ数から見た妊娠割合は、それぞれ令和2年度で38.5%、令和3年度で55.6%となっております。

次に、特定不妊治療助成事業の開始時期についてですが、本市では平成25年度から実施しており、その財源については一般財源によって事業を行っております。

次に、他市町村の実施状況について、県内の全ての自治体において独自の助成を実施しておりますが、本市では、県の要綱で定める治療の種類、内容の全てにおいて治療1回につき上限30万円の助成をしております。県内ではトップレベルの助成内容になっているところです。また、ほとんどの自治体は県の要綱に準じて、治療開始日の年齢が43歳未満の方を助成対象にしておりますが、本市では、平成28年度から43歳以上46歳未満の方についても同様に上限30万円の助成を行っており、県内では先駆けて実施しているところです。本市以外で43歳以上に助成しているのは、県内で3自治体、寒河江市、大江町、小国町のみとなっております。

次に、特定不妊治療費助成制度が拡充されたことにより、不妊治療に取り組むカップルは増加しているかということでございますが、制度

拡充前の令和2年1月から12月までの1年間の申請件数は15件で、拡充後の令和3年1月から11月末までになりますが、12件の申請があり、比較すると大きな変化は見られませんでした。しかし、申請のために来所される方からは大変助かっているとの言葉を多くいただいているところです。

○浅野敏明議長 4番、鈴木 裕議員。

○4番 鈴木 裕議員 まず、長井市独自の特定不妊治療費助成金、これは国、県と歩調を合わせて、県が30万円のところ市も同額の30万円、助成金ですからお金であげるということですね。しかも回数も6回までと同じ、ただ、対象年齢は県の制度よりも3歳上回って、県は43歳までを対象にしていますが、46歳までを対象にするということで、かなり不妊治療で困ってるカップルに対して手厚い制度かなと思ったところです。

菅政権が、昨年これを保険適用にして少子化対策するということの内閣としてぶち上げたものですから、かなりよくなるんだろうと私なりに思ったわけですね。ところが、現段階では、市長の答弁にもありましたけども、制度設計がまだなっていないような感じがしまして、私、心配してるのは、保険適用といいますと、社会保険でも国民健康保険でも通常3割自己負担ということなわけです。ですから、その30%適用になる不妊治療であればよろしいんですが、現在でもいろんな自由診療がありまして、その患者さんに一番合った診療の仕方をなさってる、保険が効かない自由診療というのがあるということなものですから、その辺考えますと、社会保険適用でも3割負担で、社会保険適用にならない自由診療を受ければ全額負担、このようになっちゃまずいだろうという思いで質問をさせていただいたところです。

それで、市長に確認なんですが、なかなか制度設計がなされてなくて分からない状況でありますけれども、長井市として、今までどおり不



妊治療のカップルに対して手厚い支援をしていくということで変わらないか、確認させてください。

○浅野敏明議長 内谷重治市長。

○内谷重治市長 鈴木 裕議員おっしゃるように、できるだけ自己負担のないように、場合によっては、より特異なケースも対象となるような、そんな対応を取っていきたいと思っております。

また、実際、山形県は専門医が少ないんですね。この辺ですと、米沢市の先生のほうから私もいろいろ指導いただきながらしておりますが、ただ、山形県は不妊、不育の専門の医療機関っていいですか、先生が少ないということを知っておりますので、その辺などを、できれば市の健康スポーツ課あたりで、窓口としてそういう情報収集して情報提供するというのも必要なのかなと考えております。よりそういった方々に寄り添った対応をできるように、もちろん経済的な面は最大限の努力をしてみたいと考えているところです。

○浅野敏明議長 4番、鈴木 裕議員。

○4番 鈴木 裕議員 少子化対策イコール子育て支援ではないというのが私の持論でありまして、それから見ますと、この不妊治療のカップルに対してその治療費の助成を行うということは、まさに子供を産むという行為に対して助成するわけですから、大変いいっていいですか、そういう制度だとは思っております。冒頭申し上げましたが、こういった不妊治療によって生まれた子供が全国で6万人いらっしゃるということですから、やはり長井市でも数名そういうことで生まれれば全国になれば6万人になるということで、ぜひこの制度については大事にしていきたいと思ったところであります。

それから、1番目の質問であります。今回の選挙を通じての質問でありますけれど、選挙管理委員長から非常に前向きなご答弁をいただきまして、感謝申し上げますとか、そういう問題で

はないんですけど、大変いいご答弁をいただいたと思います。

市民は、こういうことに対して、知らないように皆さん知ってまして、やはり期日前が浸透したのであれば、何で当日あんな遅くまで、午後8時まで投票してんのやという声が聞こえてくるわけです。当然、朝は午前7時から働いて、午前7時から働くということは、準備もあるから午前6時半頃には現地に出向いているのでないかなと思いますので、長い労働時間なわけです。そういったことをなくしたいという意味合いもありますし、働き方改革とか叫ばれておりますけれども、無駄な労力はしないほうがいいみたいな、そんな機運も高まっておりますし、そう考えれば、当日短くて開票まで持っていけるのであれば、投票時刻の締切りを早くしてできるのであればしていただきたいというのが、やっぱり市民感情でなかろうかなと思います。選挙管理委員長からは、午後7時から午後8時の投票率なんかもお示しいただいて、やるときは全投票所一緒にやるようなお話でしたけれども、ぜひ市民からいろいろご意見を聞いて、十分な調査をするなりしてやっていただければよろしいのかなと思っております。

時間は余裕たっぷり余りましたが、以上で私の質問は終わらせていただきます。

## 散 会

○浅野敏明議長 本日は、これをもって散会いたします。

再開は、明日午前10時といたします。

ご協力ありがとうございました。

午後 4時13分 散会